

四 特例環境配慮書について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が十四件、計画段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、生物・生態系、日影、景観、史跡・文化財等であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十九年十月六日から同年十月二十五日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 品川区都市環境部環境課

品川区広町二丁目一番三十六号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

エ

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記(原文のまま記載)

特例環境配慮書について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

特例環境配慮書について都民から提出された意見書及び計画段階関係区長(以下「関係区長」といいます。)からの意見の件数は、表1に示すとおりです。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	14
関係区長からの意見	2
合計	16

主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要は、以下に示すとおりです。

項目	対象計画の案の総合評価 都民の意見の概要	事業者の見解の概要
■評価結果	幅員25mか30mか、幅員について意見を求められている段階かと思われませんが、寄せられた生活者の希望や需要に合致しうるものを合理的に選択すべきかと思われれます。	計画策定に当たっては、都民の皆様や関係区長から頂いた御意見、都民の意見を聴く会を踏まえた審査意見書を勘案して、一つの案に決定します。
■社会・経済面から見た評価	計画道路の必要性は認識しておりますが、高輪の計画道路幅を25mから33.5mへ変更された場合、所有する私道・敷地が新たな道路予定地(拡張部)に該当するため、計画変更には区対します。歴史的にも閑静な住宅街の高輪地区には必要以上の道路面積は馴染まないと考えますし、現行計画の25mでも事業目的を達成できると考えます。また、計画策定時には合理的な理由があった上で25mとされたと思えますので、25mでの建設をお願いします。	今回の都市計画変更案は、品川の拠点性を高めるとともに、広域道路ネットワークを構築するため、目黒通りから国道15号(第一京浜)までの既定区間を海岸通りまで延伸するものです。延伸により、高輪地区と港南地区が結ばれますが、この間には高低差があり、鉄道施設とも交差することから、橋りょう構造とするともに、第一京浜との接続路を設けることとしました。これらの機能を満足するためには、既定幅員25mを30m〜33.5mに拡張する必要があります。
■社会・経済面から見た評価	高輪台交差点と二本横通りに至る部分内に「高輪台遊び場」があります。当該広場は、西町町会のお祭り広場やイベントに使用しています。報告書には「東側300メートルの位置に高輪公園があり影響は小さい」と記載されています。現実には高輪公園は別の町会内にあり、事実上代替は不可知で、影響は甚大であります。是非港区と協議いただき、地元の希望を踏まえた代替地の提供をお願いしたい。	計画道路上にある高輪台遊び場や白金児童遊園は、お祭りやイベントなど、地域の方々が利用されているものと認識しています。事業の実施により、高輪台遊び場が無くなり、白金児童遊園の一部が減少しますが、港区からは、『「港にぎわい公園づくり基本方針」(平成28年3月 港区)に基づき、未開設都市計画公園の整備や民間の協力による公園などの確保に努めていく』と伺っています。

項目	対象計画の案の総合評価	事業者の見解の概要
対象計画の案の総合評価	対象計画の案の総合評価	事業者の見解の概要
項目	対象計画の案の総合評価	事業者の見解の概要
項目	対象計画の案の総合評価	事業者の見解の概要

項目	現況調査	事業者の見解の概要
項目 <td>現況調査</td> <td>事業者の見解の概要</td>	現況調査	事業者の見解の概要
項目 <td>現況調査</td> <td>事業者の見解の概要</td>	現況調査	事業者の見解の概要
項目 <td>現況調査</td> <td>事業者の見解の概要</td>	現況調査	事業者の見解の概要

項目	予測及び評価	事業者の見解の概要
項目 <td>予測及び評価</td> <td>事業者の見解の概要</td>	予測及び評価	事業者の見解の概要
項目 <td>予測及び評価</td> <td>事業者の見解の概要</td>	予測及び評価	事業者の見解の概要
項目 <td>予測及び評価</td> <td>事業者の見解の概要</td>	予測及び評価	事業者の見解の概要

項目	予測及び評価	事業者の見解の概要
項目 <td>予測及び評価</td> <td>事業者の見解の概要</td>	予測及び評価	事業者の見解の概要
項目 <td>予測及び評価</td> <td>事業者の見解の概要</td>	予測及び評価	事業者の見解の概要
項目 <td>予測及び評価</td> <td>事業者の見解の概要</td>	予測及び評価	事業者の見解の概要

項目	予測及び評価	事業者の見解の概要
項目 <td>予測及び評価</td> <td>事業者の見解の概要</td>	予測及び評価	事業者の見解の概要
項目 <td>予測及び評価</td> <td>事業者の見解の概要</td>	予測及び評価	事業者の見解の概要
項目 <td>予測及び評価</td> <td>事業者の見解の概要</td>	予測及び評価	事業者の見解の概要

■大気汚染  
交通量がどれだけ増えるかが明らかにされて  
いませんが、少なくとも現状より増えることは明  
計画道路の日交通量は約2万8千台〜約4万  
台であり、現在の目黒通りや桜田通りと同程度の

項目	予測及び評価	事業者の見解の概要
■騒音・振動	白金台二丁目、三丁目、高輪二丁目、三丁目地区は静かな住宅地です。ここに道路を通すことで、騒音レベルの予測結果は白金台、高輪の昼間では70dBです。70dBは掃除機・騒々しい事務所と説明会資料では示されています。現状は40～50dBの地域ですから、これで環境保全とは言えません。計画地域には幼稚園、公園、美術館、学校、病院、寺院などがあります。環境を保全してください。	事業の実施による騒音への影響については、技術指針に基づき、適切な予測・評価を行っています。その結果、低騒音舗装などの環境保全措置を講じることにより、評価の指標とした環境基準を満ちます。 なお、工事の施行中及び完了後には東京都環境影響評価条例に基づき事後調査を実施し、予測結果を検証するとともに、「環境保全のための措置」の実施状況について明らかにします。また、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる場合は、環境の保全について必要な措置を講じます。
■生物・生態系	東京都では、「崖線の緑を保全するためのガイドライン」(東京都都市整備局、平成24年3月発行)において、都内でもこの地域の崖線について保存を検討すべき対象として存在が明記されているところですが、しかし、説明会及び「都市計画変更案(複数案)及び特別環境配慮書のあらまし」(東京都、平成29年3月)では、自然植生の豊富な空間としての崖線の存在に全く言及されず、逆に急傾斜崩壊危険箇所を観点から斜	東京都は、「崖線の緑を保全するためのガイドライン」(平成24年3月 東京都)において、崖線の緑は、都市の緑のネットワークや地域の景観形成上、重要な役割を担っている位置づけにあります。 環境現況調査の結果、高輪公園周辺の崖線の樹林で、ニホンツカゲなどの生物が確認されています。事業の実施に当たっては、建設機械などによる

項目	予測及び評価	事業者の見解の概要
■日影	高輪地域では、高架(橋りょう)構造が計画されているため、その周辺北側では、日影が発生するとされています。環境が悪化するわけですから環境保全とは言えません。「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づいて「必要に応じて適切に対処する」から評価の指標を満足する」では、環境保全から考えて到底納得できるものではありません。	高輪地区の橋りょう構造及びその周辺に生じる日影については、橋りょう構造に設置する落下物防止柵を日影の生じにくいものとし、できるだけ日影への影響を低減させます。 今後、事業実施段階で、周辺北側において「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和61年2月23日 建設事務次官通知)の日陰時間を上回ることで認められる場合には、同通知に基づき適切に対処します。
■景観	国道15号と鉄道用地を渡る橋りょう区間の外形については、「特別環境配慮書のあらまし」(31,33ページ)では、No.5地点の想定遠景が揭示されていますが、直線的な鉄材にグレーの塗装をした工場地帯にあるような機械的な橋桁であり、高輪の歴史的景観とは無関係の構造物となっています。橋脚については掲示されていませんが、この種の橋桁に対しては、鋼管に同様の塗装を施した橋脚が想像されるところです。 建設工事の着手までには、まだ多くの時間があります。環状第4号線の実施設計に当たっては、地域住民が誇りを持てるよう、高輪の歴史にふさわしい材料、色彩、質感による美しいデザインを追求していただくことを切望します。	樹木の損傷に十分留意しつつ、計画道路内に擁壁などを設け、斜面の安定性確保を図ります。その際、計画道路外の崖線に生育する樹木への影響を極力抑え、工事によって生じる樹木の伐採を最小限とするなど、崖線の緑に配慮します。 また、事前に工事説明を行うとともに、地域の皆様からの問合せなどに丁寧に対応し、御理解と御協力が得られるよう努めます。
	環状第4号線は新しいまちの未来へつながる承継遺産となり、永代にわたり利用、親しまれるものとなる。放射15号線を跨ぐ橋りょう部分は絶	東京都では、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」(平成28年9月 東京都)において、環状第4号線については周辺のまちづくりとも調和する構造とするなど、景観に配慮することとしています。 また、東京都都市整備局が公表している「品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン」(平成29年3月 品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン検討委員会)においては、環状第4号線延伸部を含め、まちづくりの一体感を確保しながら景観形成を図ることとしています。 加えて、「港区景観計画」(平成27年12月改定 港区)において、品川駅・新駅周辺景観形成特別地区に指定されていることから、橋りょう構造の景観デザインについては、十分配慮し、検討していきます。

項 目	予測及び評価	事業者の見解の概要
	都民の意見の概要	
	対的に、他に列を見ない造形美を追求する。このため、専門家の教習を集め、デザイン設計競技方式の導入を勧めたい。	

項 目	その他	事業者の見解の概要
	都民の意見の概要	

■事業計画	JR東日本・JR東海という陸上輸送機関の一大結節地点としてのJR品川駅区域(駅舎・駅ビル・JR関連高層ビル複数棟等々)が存在する領域に環状大道路網が交差するという陸上輸送機関間が転換状態は無謀極まりない失策である。	品川駅・田町駅周辺地域は、「これからの日本の成長を牽引する国際交流拠点・品川」として、国内各地とのアクセス性を高める交通結節機能の強化などが求められています。 計画道路は、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」(平成26年9月 東京都)において、環状第4号線の整備・延伸により、羽田・臨海部・六本木方面とのアクセスを向上させるなど、広域道路ネットワークの形成を図るとともに、開発に伴う交通処理を担うと位置づけられています。
-------	---	---

■周辺道路等の整備	道路に面した部分は電柱の地中化がなされるようですが、周辺の住宅街についても可能な限り電柱の地中化を早期に進めていただきたいと思えます。	本事業では、計画道路における電柱類の地中化を図っていきます。 また、周辺の住宅街の道路における電線類の地中化については、道路を所管する区などが検討することとなりますが、東京都では、「東京都無電柱化推進計画」(平成26年12月 東京都)に基づき、区市町村の無電柱化についても区市町村に対する財政・技術支援を行い、整備を促進していきます。
-----------	---	--

項 目	港区長の意見及び事業者の見解	事業者の見解の概要
	港区長の意見の概要	

■大気汚染・騒音・振動・日影・史跡・文化財等について	事業の実施により、そのアクセス道路となる現在の環状第4号(都道418号・外苑西通り)、放射第3号(都道312号・目黒通り)、放射第1号(国道1号・桜田通り)、補助第14号(特別区道1024号・メリーロード高輪)、放射第19号(国道	環境影響評価は、当該事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において、その事業に係る環境の保全のための措置を検討した上で、この措置が講じられた場合における環境に及
----------------------------	---	--

項 目	港区長の意見及び事業者の見解	事業者の見解の概要
	港区長の意見の概要	

15号・第一京浜)、補助第146号(都道316号・日海岸通り)及び放射第18号(都道316号・海岸通り)の交通量が増えることで、騒音・振動及び大気汚染その他の環境への影響については、少なからず悪化することから、影響が最小限となるよう、環境保全のための措置のほか、できる限りの工夫や対策を講じてください。	ばす影響を予測し、評価するものです。 特別環境配慮書は、複数の対象計画の案について環境保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における計画道路からの影響を予測・評価したものです。 予測・評価の結果、事業の実施による環境影響を最小限にとどめるために低騒音舗装などの環境保全措置を講じることから、いずれも評価の指標を満足します。 計画道路の整備により、体系的な道路ネットワークが形成されることから交通の円滑化が図られるとともに、生活道路に流入する通過交通が減少し、身近な生活道路の安全性が向上します。また、安全で快適な歩行者・自転車通行空間が確保され、防災機能が向上するなど、沿道環境の改善に大きく寄与するものと考えています。
---	---

橋梁構造部の区間では、橋梁が周囲の景観を崩さないよう、色彩や意匠について配慮し、調和のとれたものとしてください。また、日照等の影響が最小限となるよう工夫するとともに、電波障害等の影響が出る物件については、適切な対処をするなど丁寧な対応をしてください。	「港区景観計画」(平成27年12月改定 港区)において、品川駅・新駅周辺景観形成特別地区に指定されていることから、橋りょう構造の景観デザインについては、十分配慮し、検討していただきます。 また、橋りょう構造に設置する落下物防止柵を日影の生じにくいものとし、できるだけ日影への影響を低減させます。 電波障害が生じるおそれがある場合は、事業実施段階で適切に対処し、丁寧な対応をしていただきます。
---	---

計画地における、江戸時代に数設された「三田上水」、その後身である「三田用水」に関連する遺産等(白金台三丁目12に一部残存)については、住民団体から保存に係る要望が提出されているので、慎重に取り扱ってください。	計画道路内に残存する「三田用水」に関連する遺産などについては、工事に先立ち、港区の教育委員会と協議の上、取扱いを検討していただきます。
--	---

港区道路番号64の信濃坂山藩本多家屋敷跡(高輪三丁目13)については、文化財保護法に基づき手続が必要となり、事前調査等の保護措置の対象になります。	計画道路内には、「信濃坂山藩本多家屋敷跡」の一部が存在することから、工事に先立ち、港区の教育委員会と協議の上、適切な措置を講じながら進めていきます。
---	--

項目	港区長の意見及び事業者の見解	事業者の見解の概要
	<p>区長の意見の概要</p> <p>周知されている埋蔵文化財包蔵地以外の土地については、埋蔵文化財の有無が確認されていない箇所も多く存在すると考えられ、「港区埋蔵文化財取扱要綱」に基づき試験調査の実施を指導する場合がありますので、必要に応じて区と協議してください。</p> <p>■道路建設工事について</p> <p>建設作業等に当たっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。</p> <p>工事車両については、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫してください。</p>	<p>埋蔵文化財包蔵地以外の埋蔵文化財に係る調査の取扱いについては、必要に応じ、適切に港区と協議します。</p> <p>事業の実施に当たっては、低騒音・低振動型、排出ガス対策型建設機械を使用するとともに、工事車両の洗浄や放水を行い、周辺環境に与える影響の低減に努めます。</p> <p>工事車両の動線や時間帯などについては、今後、詳細な工事計画を策定していく中で、周辺への影響を考慮して検討していきます。</p>

項目	品川区長の意見及び事業者の見解	事業者の見解の概要
	<p>区長の意見の概要</p> <p>■環境全般</p> <p>工事施工中においては、最新の工法や機材を検討し、計画地周辺への環境影響を極力減らすように配慮してください。</p> <p>■騒音・振動</p> <p>夜間を含めた作業時間や期間については、周辺住民への騒音・振動による影響を最小限にとどめるよう配慮してください。</p> <p>■土壌汚染</p> <p>汚染土壌を搬出する際には関係法令に基づき、特定有害物質等の飛散等を防止するための措置を講じてください。</p>	<p>事業の実施に当たっては、低騒音・低振動型、排出ガス対策型建設機械を使用するとともに、工事車両の洗浄や放水を行い、周辺環境に与える影響の低減に努めます。</p> <p>事前に工事の説明を行うとともに、地域の皆様からの問合せなどに丁寧に対応し、御理解と御協力が得られるよう努めます。</p> <p>なお、夜間工事を実施する場合には、地域の皆様に工事実施日や実施時間を事前周知し、騒音・振動による影響を最小限にとどめるよう配慮します。</p> <p>事業の実施により汚染土壌を搬出する必要が生じた場合には、特定有害物質などの飛散などを防止するため、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）を遵守した手続きや拡散防止措置を行います。</p>

●東京都告示第千五百六十五号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定に基づき、東京都准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十九年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

平成三十年二月十八日（日曜日）

午後一時から午後三時三十分まで（受験者集合 午後零時三十五分）

二 試験場所

東京都社会福祉保健医療研修センター

文京区小日向四丁目一番六号

三 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

四 受験資格

次の(一)から(七)までのいずれかに該当する者

- (一) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成三十年三月十六日（金曜日）正午までに修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業等証明書」という。）を提出できる者を含む。）
- (二) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、

都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(平成三十年三月十六日(金曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(三) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科学を修めて卒業した者(平成三十年三月十六日(金曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(四) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科学を修めた者(平成三十年三月十六日(金曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(五) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(平成三十年三月十六日(金曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(六) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前記(三)から(五)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(七) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前記(六)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

五 出願書類

(一) 受験願書(保健師助産師看護師法施行細則(昭和二十七年東京都規則第三十二号)別記第十号様式による。)

(二) 受験資格を証明する書類  
ア 前記四の受験資格の(一)から(五)までに該当する者が提出する書類

(ア) 既修業者又は既卒業者  
イ 学校長又は養成所長による卒業等証明書  
ロ 修業見込者又は卒業見込者

修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、平成三十年三月十六日(金曜日)正午までに、学校長又は養成所長による卒業等証明書を提出すること。

指定された日までに卒業等証明書の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

なお、卒業等証明書の郵便等による送付は認めない。提出に当たっては、本人が直接持参すること。ただし、東京都内の准看護師学校又は養成所(以下「養成所等」という。)の職員が持参する場合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、東京都内の養成所等の職員であることが確認できるもの(職員証等)を持参すること。

イ 前記四の受験資格の(六)又は(七)に該当する者が提出する書類

当該事実を証する書類の写し(原本を提示し、写しを提出すること。)

(三) 受験写真用台紙  
台紙には、写真(出願前六箇月以内に、無帽で正面

から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものを。)を貼り付けること。

提出に当たっては、現に在籍し、又は在籍していた学校又は養成所において写真が受験者本人に相違ない旨の確認を受け、写真に刻印を受けること。

(四) 受験票(裏面に領収証書を貼り付けること。)

(五) 連絡用住所・氏名シール

六 試験手数料 六千九百円  
平成三十年一月十日(水曜日)までに、納付書により、東京都が指定する金融機関に納入すること。

なお、納入した試験手数料は、返還しない。

七 出願書類の提出期間及び提出時間

平成三十年一月九日(火曜日)及び同月十日(水曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後四時まで

八 出願書類の提出者及び提出方法

出願書類の郵送等による送付は認めない。出願に当たっては、本人が直接持参すること。ただし、東京都内の養成所等の職員が持参する場合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、東京都内の養成所等の職員であることが確認できるもの(職員証等)を持参すること。

九 出願書類の提出場所

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課(新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二十八階南側二十八C会議室)

十 合格発表

平成三十年三月八日(木曜日)午前十時から午後五時

までの間、東京都庁第二本庁舎一階南側臨時窓口は合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日正午から平成三十年三月末日までの間、東京都福祉保健局医療政策部医療人材課ホームページ (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/isei/jin/index.html>) 上に合格者の受験番号を掲載する。

なお、合格者には、発表後、合格証書を送付する(合格発表についての問合せには一切応じない。)

十一 試験結果の通知

(一) 通知内容

総点(満点)、個人の総取得点及び科目別取得点

(二) 通知方法

受験者全員に書面で通知する。ただし、受験者が修業見込者又は卒業見込者である場合にあつては、卒業等証明書の提出後に通知する。

十二 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成二十九年十一月二十九日(水曜日)までに問合せ先まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

十三 問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課准看護師養成担当

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二  
十八階南側

電話〇三(五三二〇)四五一七

●東京都告示第千五百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

前沢保谷

二 変更の区間

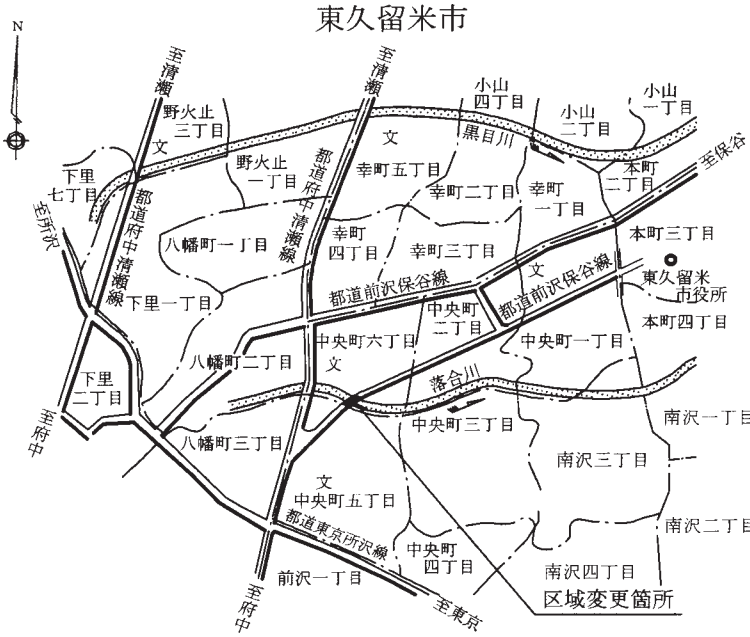
東久留米市中央町六丁目三百九十二番一  
地先から同所千三百六十八番二地先まで

三 変更の概要

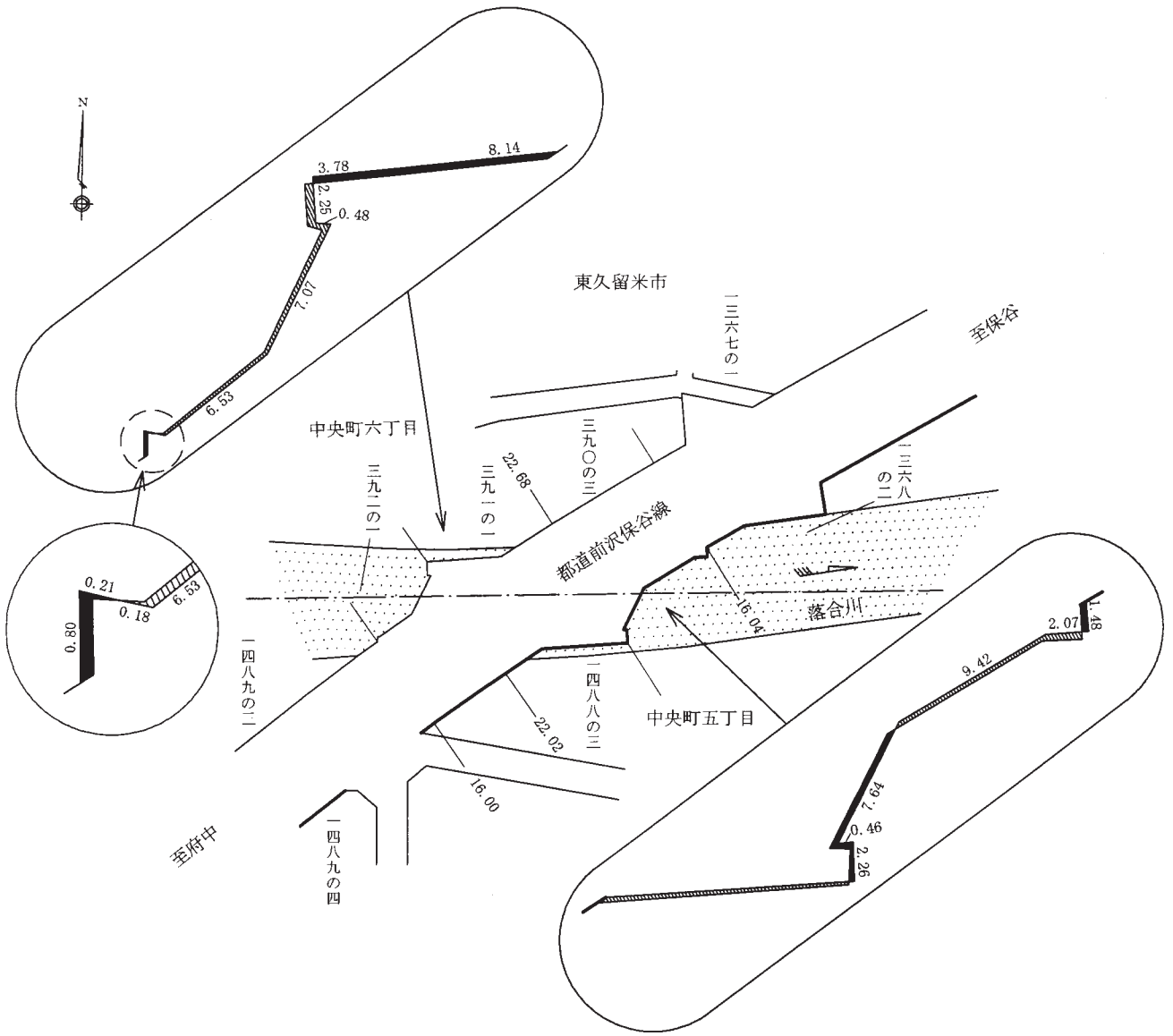
別図表示のとおり

別図

都道前沢保谷線区域変更略図  
東久留米市中央町六丁目地内



	廃止区域	延長	五・一・三六メートル
	面積	三・〇三平方メートル	
	編入区域	延長	五二・七四メートル
	面積	二・七二平方メートル	
	市道		
	都道		





●東京都告示第千五百六十七号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十九年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	規模	所在地	変更年 月日
野積場	芝浦ふ頭野積場	四、九四 五平方メ ートル	港区海岸三丁目二十六番	平成二十九年十月十日
	芝浦ふ頭地区港湾施設用地	二〇七、 〇〇七・ 一五平方 メートル	港区芝浦一丁目及び同区海岸三丁目	同右

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第316号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第8条第3号及び第4号の規定に該当するに至つたので、平成29年8月4日風俗営業の許可を取り消した。

おつて、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

平成29年10月6日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英  
記

1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名又は法  
人名称

(1) 新宿区若松町28番3号 ハイノート若松地下1階  
「ブティックパブナー」 高野 明子

(2) 荒川区西日暮里五丁目25番6号 篠田ビル1階  
「西日暮里タイムタイム」 本居 一哉

(3) 足立区綾瀬一丁目33番14号 フークスレージ綾瀬3  
階  
「club fusion」 松田 貴重

(4) 武蔵野市吉祥寺本町一丁目31番13号 フサカビル旧  
3階  
「Pendulum」 合同会社帝

2 処分事由

正当な事由がなく6月以上休業又は3月以上所在不明

3 その他

(1) この処分に不服がある場合は、この処分があつたこと  
を知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都  
公安委員会(警視庁生活安全部保安課経由)に対して  
審査請求をすることができ、(なお、この処分があつたこと  
を知つたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この  
処分の日を経過することを知つた日の翌日から起算して1年を経過  
すると審査請求をすることができなくなり、(2) この処  
分については、この処分があつたことを知つた日の翌日  
から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟にお  
いて東京都を代表する者は東京都公安委員会となり、)  
、処分の取消しの訴えを提起することができ、(なお、この  
処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内  
であつても、この

処分の日)の翌日から起算して1年を経過すると処分の  
取消しの訴えを提起することができなくなります。)  
。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査  
請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から  
起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起する  
ことができ、(なお、この場合においても、当該審査  
請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経  
過すると処分の取消しの訴えを提起することができな  
くなり、(なお、この場合においても、この

●東京都公安委員会告示第317号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定  
に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する  
規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」  
という。)第7条の規定により次のとおり告示する。  
平成29年10月6日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英  
記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

平成30年1月20日(土曜日)

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成30年2月17日(土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁綾洲運転免許試

<p>試験場</p>	<p>(3) 申請書類</p>	<p>記</p>
<p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成29年11月29日（水曜日）及び同月30日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 平成29年12月6日（水曜日）から同月8日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p>	<p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第318号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。 平成29年10月6日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英</p>	<p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 平成30年1月20日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 平成30年2月17日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務（交通誘導警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 45名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成29年11月27日（月曜日）及び同月28日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p>

<p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成29年12月6日(水曜日)から同月8日(金曜日)までの3日間</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 14,000円</p> <p>7 問合せ先</p>	<p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第319号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成29年10月6日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 平成30年1月20日(土曜日) 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 平成30年2月17日(土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第6号の警備業務(貴重品運搬警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 30名</p>	<p>5 検定申出の要領</p> <p>検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成29年11月29日(水曜日)及び同月30日(木曜日)の2日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p>
<p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成29年12月6日(水曜日)から同月8日(金曜日)までの3日間</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p>	<p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成29年12月6日(水曜日)から同月8日(金曜日)までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p>	<p>5 検定申出の要領</p> <p>検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成29年11月29日(水曜日)及び同月30日(木曜日)の2日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p>

<p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 200名</p> <p>5 受講対象者 (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員</p>	<p>等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成29年11月8日(水曜日)及び同月9日(木曜日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち160名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続 (1) 受付期間</p>
<p>●東京都公安委員会告示第320号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成29年10月6日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成29年12月11日(月曜日)から同月19日(火曜日)までの7日間(日曜日及び土曜日を除く。)</p>	<p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 200名</p> <p>5 受講対象者 (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員</p>	<p>等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成29年11月8日(水曜日)及び同月9日(木曜日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち160名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続 (1) 受付期間</p>

<p>電話受付予約終了後から平成29年11月24日(金曜日)までの間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該</p>	<p>当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のウに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 平成29年12月4日(月曜日)から同月6日(水曜日)までの3日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p>	<p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第321号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成29年10月6日 東京都公安委員会 委員長 渡邊 佳英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成30年3月8日(木曜日)から同月16日(金曜日)までの7日間(日曜日及び土曜日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住</p>
--	---	--

<p>宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 150名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認め次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定</p>	<p>(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成30年2月7日(水曜日)及び同月8日(木曜日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成30年2月22日(木曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p>	<p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p>
--	--	---

<p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 平成30年3月1日(木曜日)及び同月2日(金曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>	<p>電話 03(3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第322号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成29年10月6日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英</p> <p>記</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許技能検定員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許技能検定員審査</p> <p>(3) 準中型自動車免許技能検定員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許技能検定員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査</p> <p>(6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許技能検定員審査</p> <p>(8) 牽引<sup>けんいん</sup>免許技能検定員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 技能検定に関する技能</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p>	<p>(2) 技能検定に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 技能検定の実施に関する知識</p> <p>エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成29年11月6日(月曜日)から同月10日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 平成29年10月19日(木曜日)及び同月20日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p>
---	---	---

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成29年10月10日（火曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者については23,100円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者については19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者については14,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具

ウ 黒色又は青色のボールペン

エ 赤色のボールペン

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合

格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課  
電話 042 (362) 3591 内線5264

**公 告**

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（篠崎町七丁目二番、三番、十番、十一番及び篠崎町八丁目十二番）施行者江戸川区代表者江戸川区長多田正見から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施について

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第百二十三号。以下「規則」という。）第一条の四第二号に規定する東京都ふぐ取扱者資格受入講習を次のとおり実施する。

平成二十九年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習の開催日時及び会場等

(一) 開催日時

平成二十九年十一月二十九日（水曜日）午前九時三十分から午後一時まで

(二) 会場

東京都健康プラザハイジア四階 研修室（新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号）

(三) 定員

七十人

二 対象者

東京都ふぐ調理師免許の取得を希望する者で、次の(一)から(三)までに掲げる全ての条件（受講資格）に該当するもの

(一) 規則第一条の四で東京都知事が行うふぐ調理師試験と同等以上のものとして規定する次のアからカまでに掲げる試験のいずれかに合格し、当該県知事のふぐの取扱いに係る免許を受けている者

ア 埼玉県知事が行うふぐ調理師試験

イ 神奈川県知事が行うふぐ包丁師試験（昭和六十二年四月以後に行われたものに限る。）

ウ 滋賀県知事が行うふぐ調理師試験

エ 岡山県知事が行うふぐ調理師試験

オ 徳島県知事が行うふぐ処理師試験

カ 鹿児島県知事が行うふぐ調理師試験（昭和五十八年四月以後に行われたものに限る。）

(二) 調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）第三条の免許を受けている者

(三) 東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。）第六条に規定する次のアからエまでに掲げるいずれの事項にも該当しない者

ア 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの処理ができない者



イ 未成年者

ウ 成年被後見人

エ 条例第九条第一項第四号又は第二項の規定により東京都ふぐ調理師免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

三 講習内容

(一) 条例及び規則の規定

(二) 条例違反の事例等ふぐ調理師として必要な事項

四 申込方法等

(一) 申込方法

受講希望者は、所定の申込書に次のアからエまでに掲げる書類等を添えて(二)の申込先まで申し込むこと。

ア 法第五条第三項の調理師免許証の写し

イ 二(一)アからカまでに掲げる試験のいずれかに合格したことを証する書類(合格通知書又は合格証明書)の写し

ウ 当該試験を実施した県知事が交付したふぐの取扱いに係る免許証の写し

エ 返信用封筒(長形3号。郵便番号、住所及び氏名を記載し、八十二円切手を貼ったもの)

(二) 申込先

郵便番号一六三ー八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許担当(ふぐ調理師担当)

(三) 申込締切日

平成二十九年十一月十五日(水曜日)(当日消印有効)

(四) 受講票の送付

申込締切後、受講資格を確認の上、各受講者に受講票を送付する。

五 問合せ先

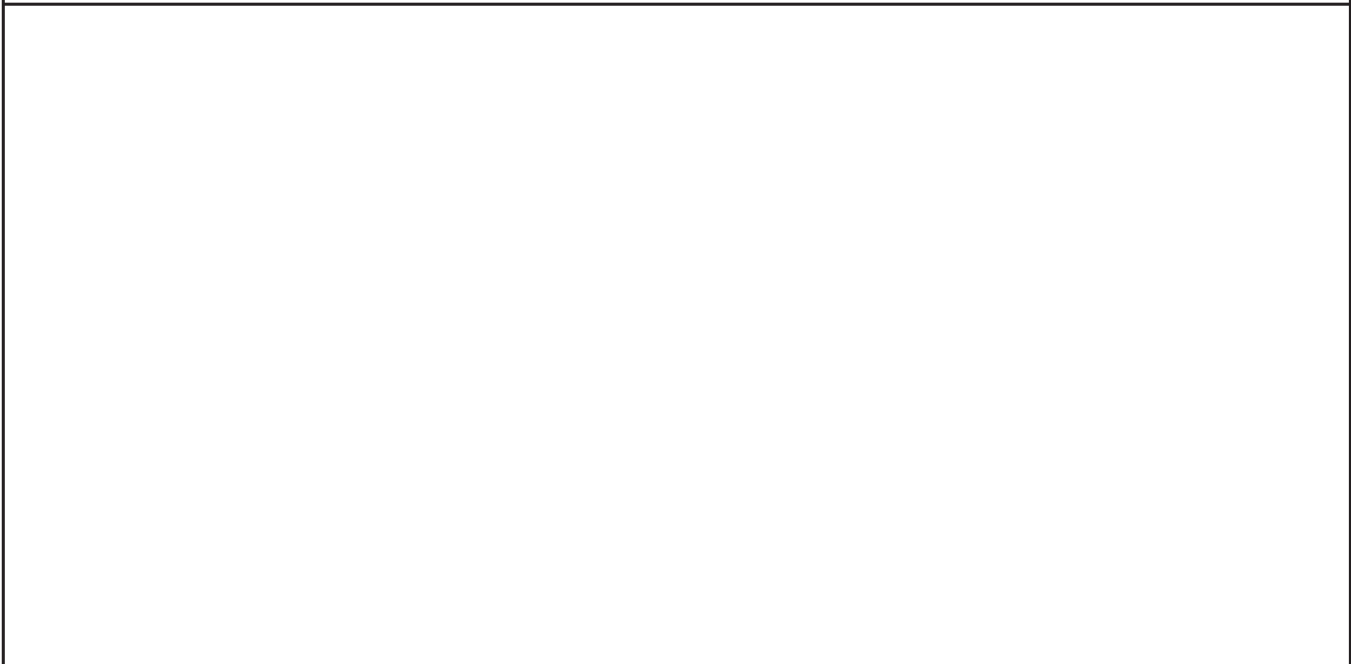
東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許担当  
電話〇三(五三二〇)四三五八

正 誤

〇平成二十九年九月二十九日付東京都下水道局管理規程第二十二号

ページ一段一行一 誤 一 正

増刊76  
六 上 十 第三項 第二十九条の二 第二十九条第三項



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 七〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号

郵便番号  
113-0001